



もう一人の家族になりたい

〒326-0842 栃木県足利市今福町 348 番地
TEL 0284-22-0303 / FAX 0284-21-3990

 **0120-090-399**

<http://www.kkmarusan.jp/>

足利 マルサン

足利のお葬式の事が良くわかる 葬儀読本

Marusan

もしもの時、慌てない為に…

連絡先を確認しておきましょう

菩提寺や職場関係、友人知人の情報を事前に確認しておきましょう。特に日頃から交友関係の広い方は連絡先をリストにしておくことで安心です。

■リストにすべき内容

- ・菩提寺 ・宗教者（信仰によって必要な場合） ・ご家族、ご親族 ・友人、知人 ・職場関係
- ・地域の活動（自治会や老人会など）関係者 ・隣組

喪主を決めておきましょう

一般的には、世帯主・配偶者やその子供が務めます。葬儀後の法事や墓参りなどの供養を執り行う責任者にもなりますので、慎重に決定しましょう。

お写真を準備しておきましょう

後々まで残るお写真です。その方らしいお写真をご用意するためにも、候補の写真を数枚ご用意しておくことをお勧めします。

■お写真選びのポイント

- ・ピントが合っているもの ・絹目調の写真は表面の絹目が完成時に写り込んでしまうため避ける
- ・傷や汚れが少ないもの ・お顔の大きさが親指の爪以上の大きさのもの
- ・お顔の表情が良いもの

納棺の際に、お棺に納めるものを準備しておきましょう

お棺には、故人様の愛用品や思い出の品などを一緒に納めます。
※素材によってはお棺に納められないものもございます。詳しくはご相談下さい。

お葬儀の規模をある程度決めておきましょう

式場の決定や会葬礼状、会葬返礼品、食事などの手配をするためにも、ある程度の会葬者数を予測できるようにしておくことが望ましいと言えます。

マルサンでは上記の事柄などをまとめられる「エンディングノート」をご用意しております。もしもの時慌てない為に、よろしければご活用下さい。



目次

Part 1 ご逝去からお通夜の準備 3 ~ 4

- ・ご逝去 ・死亡診断書 ・搬送 ・ご安置 ・神棚封じ ・日程決め ・打合せ
- ・手配 ・納棺 ・式場へ

Part 2 お通夜から葬儀・告別式 5 ~ 6

- ・通夜式 ・通夜振る舞い ・打合せ ・葬儀告別式 ・香典返し ・初七日法要
- ・出棺 ・斎場へ移動 ・火葬 ・収骨 ・埋火葬許可証 ・納骨 ・帰り膳 ・後飾り

Part 3 お葬式が終わったら 7 ~ 8

- ・挨拶回り ・公的手続き ・死亡通知とお礼状 ・お位牌 ・お仏壇 ・遺言書の確認
- ・形見分け ・忌明け法要「お棚上げ」 ・納骨 ・お墓 ・初盆 ・喪中はがき
- ・一周忌法要 ・年忌法要

●足利の葬儀5つの特徴 9

●お葬式についてのよくあるご質問 10

●必要な手続き 11 ~ 12

●ホール紹介 13 ~ 14

ご逝去から
お通夜の
準備

ご逝去

死亡診断書

搬送

ご安置

神棚封じ

日程決め

打合せ

手配

納棺

式場へ

ご逝去

病院などで危篤になった時は、家族や会わせたい人に急いで連絡をします。このときだけは深夜でも失礼にあたりません。取り急ぎ連絡をしなくてはならない人以外は、お葬式の日程が決まってから連絡しましょう。死亡宣告を受けた場合も同様ですが、いずれも用件を簡潔に伝えることが大切です。伝える内容をメモにまとめておくのがよいでしょう。

死亡診断書

病院でお亡くなりになったら、医師が**死亡診断書**を作成します。ご自宅でお亡くなりになった場合には、かかりつけの医師に連絡して診断に来てもらい**死亡診断書**を書いてもらいます。死亡診断書は役所に**死亡届**を提出する際に必要ですので、必ず受け取ってください。なお、これらの書類は死後7日以内に役所に提出しなければなりません。なお、役所への**死亡届**手続きは、マルサンで代行する事もできます。

死亡届の手続きが終わったら**埋火葬許可証**を受け取りますが、これは葬儀当日に斎場（火葬場）で必要になります。

搬送

病院側から「搬送出来るので葬祭業者を呼んで下さい。」や、「〇〇分後に処置が終わり搬送出来ます。」等と言われましたら、マルサンまでご連絡ください。



マルサンは24時間体制で搬送車を出せる準備を整えております。深夜 早朝に関わらず、いつでもご連絡ください。また、搬送車にご一緒に乗られる方は、死亡診断書を持って乗車して頂きます。

ご自宅のご事情によっては病院から直接マルサンへ搬送（安置）する事も出来ます。



<安置施設>

もしもの時（病院でお亡くなりの場合）

1. 病院からの搬送先をお決め下さい。
□自宅 □マルサン □その他
2. マルサンに電話して、以下を伝えます。
①お電話をかけて頂いた方のお名前
②故人様のお名前
③お迎え先（病院/施設名）
④送り先
3. 担当がお迎え先に急行します。
道路事情にもよりますが、足利市内であれば30～40分でお迎えに伺います。

24時間
365日受付 **0120-090-399**



ご安置

ご安置するお部屋に布団を準備し、故人様の頭を北側（西側）に向けて寝かせます。ご遺体の枕元には枕飾りとして線香 ろうそく 花 一膳飯 枕団子などを添え、魔除けとして守り刀をお布団の上に置きます。

※宗旨宗派によって、この枕飾りは異なります。



神棚封じ

神道では死に関するものは穢れとされているため、神棚を閉じて白い紙や布を貼る神棚封じをします。また派手な絵画や置物なども片付けておきましょう。

日程決め

葬儀の日程やお時間は、ご遺族様のご希望や寺院の都合、マルサン式場の空き状況、火葬の空き状況を考慮したうえで決定します。

打合せ

葬儀日程が決まりましたら、喪主様 施主様とマルサンの担当者で、葬儀の規模や返礼品 料理等、お式の細かい内容を決めていきます。

打合せの際にこの本に書いてあるような知識や、事前相談の資料、エンディングノートがあると打合せがスムーズにいき、より納得のいく葬儀が執り行えますので、事前にご相談頂く事をおすすめ致します。



通夜までに必要な連絡

- ご親族 故人と親しい方
訃報の連絡に加えて、お通夜の日時 会場を伝えます。お通夜の前に来て頂きたい方には早めの連絡をしておきましょう。
- ご近所や隣組の方々に訃報の連絡
地域によっては、隣組の方に葬儀をお手伝い頂く場合もございます。
- 勤務先や町会へ訃報の連絡
会社関係など受付を分ける場合は、受付を手伝って頂けるかの確認も必要となります。

受付や葬儀のお手前は、隣組や会社関係の方にお願ひしなくても、マルサンのスタッフで代行することも出来ますのでご相談下さい。



手配

葬儀を行う為に必要なことを準備 手配します。
●マルサンで式場の設営準備を致します。
●香典返しや会葬礼状の手配をします。
●供花 供物の手配をマルサンにて承ります。
※ご注文は電話 FAX でも受け付けております。

●食事の手配

1. 通夜振る舞い（お寿司、オードブル、飲み物等）
2. 昼食（ご遺族 ご親族 お手伝いの方等）
3. 帰り膳（おおよその人数や数量をお伝え下さい）

●喪服の手配

1. 通夜の服装
男性…礼服 略礼服
女性…礼服 略礼服
2. 葬儀の服装
男性…モーニング 礼服 略礼服
女性…黒無地紋付 礼服 略礼服
※マルサンで貸衣装や着付けの手配も出来ます。



●霊柩車 送迎バスの手配

- 足利市霊柩バス（24名）
- マルサン洋型霊柩車（3名）
- マルサン送迎バス（28名）
- バン型霊柩自動車（1名）



納棺

納棺とは、ご遺体をご親族でお棺にお納めする儀式です。この時、副葬品として故人の愛用品や好物などを入れることも出来ます。納棺時以外でも棺に入れる機会がありますので、ご用意しておいて下さい。
※金属やプラスチックなど、お棺に入れられない物もございます。

式場へ（出棺）

通夜の開式数時間前に、ご自宅から式場へ故人様を移動します。ご自宅を出棺する際にごクラクションを鳴らしますので合掌礼拝を致します。



お通夜から葬儀告別式



お通夜

ご自宅を出棺し式場へ到着しましたら、供花など名札のお名前や順番の確認をしたり、座る位置や立って弔問客をお迎えする位置の確認をします。

弔問客が来ているのにご挨拶する親族がいないと失礼にあたりますので、基本的には開式1時間前には親族が集まるようにします。また、受付も1時間前から開設します。

開式時間となりご遺族が着席しましたら通夜が始まります。僧侶の入場、開式、読経、焼香、挨拶などで通夜式は閉式となります。

通夜の流れ

1. 僧侶入場
2. 開式
3. 読経
4. 親族焼香
5. 喪主挨拶
6. 一般焼香
7. 閉式

- 通夜式終了後に次の日に読み上げる弔電の確認や、帰り膳の人数の確認などがあります。
- 通夜式終了後にお礼のあいさつと共に、僧侶に御布施をお渡しする場合があります。
- 通夜式の弔問客が予想より多い場合、会葬礼状や香典返しの追加をする場合があります。

通夜振る舞い

通夜振る舞いの席では、親族や隣組、弔問客などの接待をします。

打合せ

葬儀告別式前の打合せは、主に最終確認となります。弔辞 弔電の順番や、お名前の確認、ご挨拶やお食事の人数などを再確認します。この日は葬儀告別式や火葬、納骨、帰り膳など、通夜の日よりも長い1日となりますので、朝のうちに1日の流れを確認しておきましょう。

葬儀告別式

以前は近親者だけがお別れをする葬儀と、対外的なお別れをする告別式とに分かれていましたが、今では続けて行うことが一般的です。開式1時間前には親族が集まるようにします。また、受付も1時間前から開設します。

葬儀告別式の流れ

1. 僧侶入場
2. 開式
3. 読経
4. 親族焼香
5. 喪主挨拶
6. 弔辞 弔電拝読
7. 一般焼香
8. 閉式

- 葬儀告別式が終わりましたら、初七日法要を行う場合もあります。以前は初七日法要は亡くなってから7日目に行っていましたが、ご家族の希望で葬儀当日に繰り上げて行う事も多いようです。

香典返し

香典返しには、お通夜や葬儀の当日にお渡しする当日返しと、四十九日の忌明け後に忌明けの挨拶を添えて贈る後日返しの2種類があります。

後日返しの場合は、香典帳や香典袋を確認して、贈り先と贈るものを決めます。香典の額と同額では相手の好意を無にすることから、香典の額を見た上で「半返し」するのと、足利近辺では当日返しが一般的となっています。

初七日法要

初七日法要は故人が亡くなって最初の追善供養です。ご遺族やご親族、故人と親しかった方が集まり故人の安らかな成仏を願います。本来は死後7日目にあたる日に行われますが、最近では葬儀告別式の後や火葬場から戻ってすぐに行われる場合が増えていきます。これを繰り上げ初七日法要といわれます。

出棺

葬儀告別式後にお別れ お花入れの儀を行いましたら、葬列を組みお柩と一緒に霊柩車へ向かいます。霊柩車、バスなどに斎場へ向かう方が乗車しましたら、ご出棺となります。

一般的に、霊柩車はクラクションを鳴らし、見送りの方が合掌、礼拝し出棺します。葬儀告別式の前に火葬をする時もあります。



斎場（火葬場）への移動

斎場へ向かう方が乗車しましたら、霊柩車やバス、自家用車で斎場へと移動します。バスの台数などは、打合せの時に決めます。自家用車で移動の方が多い場合は駐車場の関係で会葬者がばらけてしまい、この後の予定がずれ込むこともありますので、最低限親族様が乗り切れる分のバスの確保をお勧め致します。

火葬

火葬中は、立ち会った方々で昼食をとりながら待合室でゆっくりしていただけます。

埋火葬許可証、斎場利用許可書は、マルサンが持参します。また収骨までは火葬場到着後約1時間半前後かかります。※足利市斎場火葬棟内での撮影は禁止しております。

収骨（骨上げ）

火葬が終わりましたら収骨になります。収骨は2人1組になり長い箸でお骨をはさみ骨壺に納めます。箸を用いるのは、三途の川の箸渡しをするという意味が込められています。

収骨の作法は宗旨宗派によって異なる場合がございます。また分骨をご希望の場合は、分骨証明書の申請と、分骨用の骨壺が必要となりますので、予めお知らせ下さい。

埋火葬許可証

火葬終了後に受け取る埋火葬許可証は納骨時に必要となりますので、大切に保管して下さい。

納骨

納骨をするには、墓地の清掃やお花やお線香の準備等が必要となり、これらはマルサンもしくは組合の方でご用意をしておきます。墓地に納骨しましたら喪主様 施主様に確認をして頂き、フタを閉じ、お線香を上げていただきます。

帰り膳（本膳）

帰り膳とは「精進おとし」とも言い、本来は喪中に生物を食べない期間が終わり、精進料理を食べる期間が終わりという意味合いのものでしたが、最近では葬儀の一連の流れが終わってからお世話になった方や近親者の方々をねぎらう席となっています。事前に献杯の挨拶をして頂く方を決め、お願いしておきましょう。年長者や故人と近い方が適切です。神式では直会（なおりい）とも言います。

通夜振る舞い・帰り膳のポイント

通夜式が終わって通夜振る舞いに移る際、身内が奥のほうに座られることが多いですが、なるべくお客様から先に席についていただいて、身内の方は後から席につきましょう。また、遅れて弔問に来る方もいらっしゃいますので、席をつめて座るようにしましょう。通夜振る舞い 帰り膳の席では、故人様が生前にお世話になったことや、葬儀でお世話になった事へのお礼の挨拶をしましょう。

後飾り

忌明けまで、位牌、遺骨、遺影を安置する祭壇が後飾りの祭壇です。これは「中陰壇」ともいわれます。また、通夜、葬儀に参列できなかった人が、忌明けまでに弔問に見える場合も、この祭壇にお参りします。

お葬式が終わったら

挨拶回り

公的手続き

死亡通知とお礼状

お位牌

お仏壇

お墓

遺言書の確認

形見分け

忌中と喪中

忌明け法要

納骨

初盆

喪中はがき

一周忌法要

年忌法要

挨拶回り

葬儀が終わったら出来るだけ早い時期に、葬儀でお世話になった方々に挨拶に伺います。伺う際には、前もって連絡をしておいたほうがいいでしょう。

お寺や神社 ご近所の方 ご親族
お手伝いいただいた方 故人の親しいご友人
故人の勤務先や仕事関係の方 世話役 など

公的手続き

故人の死亡にともなって、各種の公的手続きを進める必要があります。以下は、手続きの一部です。

●手続きの一例

公共料金の引き落とし口座の変更 相続税の申告
電話加入権の引き継ぎ クレジットカードの失効
株式や不動産などの名義変更 運転免許証の返納
貸付金や借入金の権利移転 生命保険などの請求
預貯金の引き落としと相続 所得税の確定申告
公的年金や保険の資格喪失および請求

手続きについての詳細は次ページをご覧ください。

死亡通知とお礼状

お通夜やご葬儀の連絡を取れなかった方には、故人の死亡を伝える案内状を送ります。また喪主からの感謝の意を表すお礼状を送ると、なお丁寧です。

挨拶に伺えない方 葬儀でお世話になった方
弔電や弔辞を頂いた方 お悔み状を頂いた方
供物などを頂いた方 など

お位牌

忌明け法要までに、本位牌の代わりに白木位牌を用いて、忌明けに黒い本位牌を用意し、ご住職にお経をあげて頂き本位牌への入魂をして頂きます。

※宗派などにより異なる場合がありますので、菩提寺もしくはマルサンにご確認することをお勧め致します。

お仏壇

ご自宅にお仏壇が無い場合は、忌明け法要までに用意します。必要な仏具や飾り方は宗派によって異なりますので、詳しくはマルサンにご相談下さい。ご住職にお経をあげていただき、仏壇へ入魂をしていただきます。



お墓

お墓を新しく購入される場合は、お墓を建てる場所を寺院墓地、公営墓地、民営墓地の中から選びます。周囲の環境や交通の便なども考慮して選ぶのがよいでしょう。墓石は石材店やマルサンでもご購入頂けます。墓地と墓石の用意が整ったら、僧侶に建碑式をお願いすると共に、新しいお墓にご遺骨を納める開眼法要の儀式をして頂きましょう。この儀式をして頂いて初めてお墓は礼拝の対象になります。



遺言書の確認

遺産相続をトラブルなくスムーズに行う為には遺言書は欠かせないものです。遺言書の内容は、原則として法律で定められた相続の規定よりも優先される事になります。法的に有効な遺言書が残されていない場合は、相続人の合意に基づき、ご遺族の相続分が決定されることになります。

形見分け

忌明け法要以降、故人の愛用品をご親族や故人と親しかった方等に贈り、思い出を留めて頂く事を形見分けといいます。ただし故人より年上の方には、ご本人の希望がなければ形見分けはしません。

忌中と喪中

ご家族や近親者などが亡くなると、ご遺族は故人の供養に専念します。この期間を忌中及び喪中といいます。一般に仏式では四十九日の忌明け法要までが忌中。神式では五十日祭の忌明け法要までが忌中です。喪中は故人が亡くなって1年後の命日までです。

忌明け法要「お棚上げ」

中陰が終わる四十九日は満中陰ともいい、死者の穢れがとれるこの日に四十九日の忌明け法要を行います。会場と日時が決まりましたら、ご親族や故人と親しかった方などに案内状を送ります。法要の後に会食の宴を設けるのであれば、その手配も忘れないようにしましょう。

マルサンでは各種法要に必要な供物や供花をご用意出来ますので、いつでもご相談下さい。

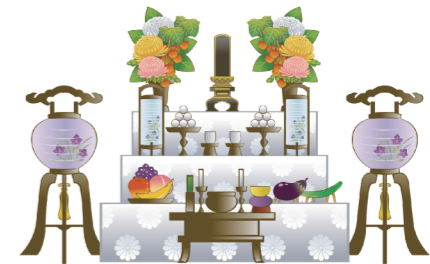
納骨

ご葬儀後、ご遺骨をお墓に納めることを納骨といいます。仏式では四十九日の忌明け法要と納骨式を兼ねる事が多いようです。

納骨式には僧侶をお招きし、ご親族や故人と親しかった方などに出席をお願いしましょう。なお納骨には埋葬許可証（火葬済みの証明がある火葬許可証）が必要ですので忘れずにご持参下さい。お墓の名義人がお亡くなりの方は名義の書き換えも必要です。

初盆

お盆はご先祖様をお迎えする行事で、故人が亡くなって初めての初盆は特に手厚く行います。棚をかざり、故人（ご先祖様）をお迎えします。菩提寺にご確認、もしくはマルサンにご相談下さい。



喪中はがき

皆様が年賀状を用意する前、11月中には出すように致しましょう。この時にはじめて故人が亡くなった事を知る方も出てくるかもしれませんので、その対応も考えておきましょう。

一周忌法要

故人が亡くなられた日から1年後の同日を祥月命日と呼び、この日を境にご遺族の喪が明けることとなります。命日には一周忌法要を営みますが、無理な場合は先延ばしをせずに、命日前に行いましょう。会場と日時が決まったら案内状を送りましょう。法要後には会食の席を設け、生前の思い出話などをしながら故人を偲びましょう。

年忌法要

一周忌法要の後は、亡くなられて満2年の三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌、百回忌と続きます。

一般には三十三回忌か五十回忌を弔い上げとして法要を終えるのが通例です。上記以外の法要は菩提寺にご相談下さい。

足利の葬儀5つの特徴

1. 会葬者の焼香

通夜式又は告別式の中で、ご焼香を済ませると会葬者は式場内から退席されます。特に親しくされていた方などはお式が閉式されるまでロビー等で待たれる方もいらっしゃいますが、多くの方は返礼品を受け取りお帰りになります。これはこの地域ならではの特異な流れです。

他の地域では、通夜焼香後参列の方は焼香を済ませ、通夜振る舞いを受け、告別式の日には焼香後にご出棺まで見送り帰られる場合が一般的です。「高度成長期の頃、織物業が盛んで早く職場へ戻らなくては」という足利、両毛地域の忙しさからでしょうか？

合理的とも言えますがお時間の都合のつく方はご出棺までお見送りされてはいかがでしょう？

2. 喪主挨拶

前でお話したようにご会葬の方は焼香後お帰りになってしまいますので会葬者焼香前に喪主様の会葬御礼挨拶を行います。喪主様が他地域の方や遠方から参列される方は違和感をもちられる方もいらっしゃるようです。

3. 新生活受付

受付に「一般」「新生活」という窓口があります。「新生活」とはお香典のお返しは辞退します、という方の香典受付窓口ですが、ほとんどの場合喪主様の意向により少額のお返しの品を渡します。基本的にはお包みした金額にかかわらず返礼品を辞退しますという受付窓口ですが、最近では少額を包まれた方が新生活受付へすまられるようです。又、職場やサークル等で複数人で少額ずつお金を集め「〇〇一同」など表書きしてお香典を出される場合もあります。その場合のお返しは「新生活」の品を人数分お渡しする方が多いようです。

●受付窓口は2種類●

一般 新生活

お香典のお返しは
辞退します

4. お通夜返し

前に書いた様に遺族 親族以外の方はほとんどの方が焼香後お帰りになります。そこで、通夜の日には通夜振る舞いの代わりに「お通夜返し」という品物を参列して頂いた方がお帰りになる時にお渡しします。中身は、お酒とおつまみの組み合わせ等が多いです。

5. 火葬中のお水換え

足利市斎場の火葬棟でお水をコップに汲みに行ったり来たり そんな光景をご覧になった方も多いと思います。

これは、火葬中は熱くて喉が渇くのでは？そんな思いから火葬中、コップにお水を汲んで火葬炉前の焼香台にお供えします。足利では当たり前に行われていますがこれはこの辺りだけの風習です。以前は火葬中は絶やす事なくお水を代わる代わるあげて、など言いましたが、無理の無い範囲でお水をお供え頂きます。

宗旨によっては「宗教的な意味は無いからお水はお供えしなくていいですよ」というお寺さんもいらっしゃいます。お水換えの風習は故人様を思う気持ちから行われているようです。



●足利近辺の風習●

お葬式についてのよくあるご質問

Q. お葬式の相談に伺いたいのですが、葬儀社に行くのは抵抗があります。何か良い方法はないのでしょうか？

A. マルサンでは、「マルサンホールしらぎく」の隣に、「丸三仏具 葬儀事前相談センター」を設けております。ご都合の良い時にお越し下さい。お葬式専門のスタッフである「葬祭ディレクター」「全葬連葬儀事前相談員」「終活カウンセラー」が親切丁寧にお答えさせていただきます。「丸三仏具 葬儀事前相談センター」の営業時間：午前10時～午後7時（水曜定休）※定休日 時間外の時は「マルサンホールしらぎく」2F 事務所で対応します。

Q. 自宅に亡くなった人を連れて行くのが難しいのですが、どうすればよいのですか？

A. マルサンでは故人様をお預かりできるご安置施設を完備しております。安心してご依頼ください。24時間365日いつでもお預かり可能です。

Q. もしもの時、病院から最初にどこに連絡すればよいのですか？お寺ですか？

A. 病院で処置がお済みになり、ご自宅（又は安置される場所）にお連れできるお時間がわかりましたら、葬儀を依頼される葬儀社に連絡をしてください。お世話くださる看護師の方がどちらの葬儀社がよいかをご家族に伺い連絡して下さる場合もあります。その際には連絡者のお名前、連絡先、ご住所、病院、病室、故人様のお名前等をお伝えください。マルサンでは市内の場合24時間365日、原則30～40分以内にお迎えに伺います。

Q. 新聞のお悔やみ欄に載せず家族だけで行う葬儀を考えているのですが、近所の方には何とお話しすればよいですか？何も伝えない方がよいのでしょうか？

A. 班長さんや、町内の連絡係の方に「故人の遺志で家族、近親者のみの家族葬で執り行います。お気持ちはありがたいのですがご弔問、ご会葬はご遠慮願います。」等、きちんとお伝えください。きちんと連絡されないと逆に混乱を招く場合があります。

Q. お寺（菩提寺）がないのですが、どうすればよいですか？

A. マルサンでは通夜、告別式のみお経を上げて頂けるお寺さんをご紹介させて頂くことも出来ます。菩提寺の紹介も出来ます。

Q. 現在、互助会に入っています。解約はできるのですか？

A. 法律により自由に解約できることが定められております。解約時の対応がそのまま葬儀での対応とお考え頂ければ葬儀社を選ぶポイントのひとつになります。

Q. お葬式後も様々な事をしなければいけないのですが、どこに頼んでよいのか分かりません。

A. マルサンそよかぜ会は、シニアライフサポート企業として、お葬儀の事はもちろん、相続から遺品整理等まで、お葬儀後に起こる様々なお困りごとにも対応しています。お気軽にご相談ください。

必要な手続き

ご葬儀後にしなければならない手続きは多岐にわたります。どんな手続きが必要かをしっかり確認し、早めに済ませましょう。

名義変更

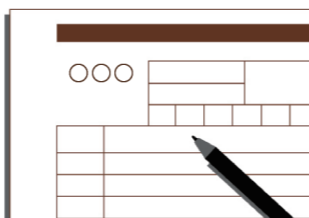
- 1. 世帯主の変更**（市町村の役所）
- 2. 公共料金の変更**（NHK ガス 電気 水道など）
契約者の名義と引き落とし口座を変更します。
- 3. 電話の変更**（電話会社）
固定電話の名義と電話帳の名前、引き落とし口座を変更します。必要であれば、携帯電話の解約や名義変更もします。
- 4. 自動車の変更**（陸運局）
所有者の名義と自動車税の納付義務者を変更します。
- 5. 借地・借家の変更**（地主 家主）
契約者の名義と、必要であれば引き落とし口座等も変更します。
※名義変更は遺産相続とも関連しますので相続の項目も合わせてご参照下さい。

返却・解約

- 社員証などの返却（故人の勤務先）
社員証のほか、社章、会社の鍵、健康保険証、厚生年金手帳などを返却。その他、社内預金払戻しや退職金の支払いも受けましょう。
- 運転免許証の返納（警察署）
- クレジットカードなどの返却（各社）
個人所有のカードや会員証を返却または解約し、未払い金があれば清算します。
- 公的証明書などの返却（市町村の役所）
印鑑登録カードや市民カード、老人保健医療受給者証などを返却します。
- 障害者手帳などの返却（市町村の福祉事務所）
障害者手帳の他、身分証明書や交通機関の無料パスなどを返却します。
- パスポートの返却（都道府県の旅券課）
失効の手続きをとります。

生命保険

保険の請求内容を確認し、生命保険会社や郵便局などに保険金を請求します。請求しないと保険金を受け取る事が出来ないので、ご注意ください。「生命保険付き住宅ローン」がある場合も忘れずに保険金を請求しましょう。
請求期限は故人が亡くなられた日から生命保険で3年以内、郵便局の簡易保険で5年以内ですが、出来るだけ早く手続きをしましょう。



公的年金

故人の加入していた年金の種類を確認し、請求の手続きをします。

- 1. 厚生年金（年金事務所）**
故人が会社員の場合、勤務先を管轄する社会保険事務所に遺族厚生年金を請求します。故人の死亡から5年以内に請求の手続きを取らないと、受給の権利を失うのでご注意ください。
- 2. 共済年金（共済組合）**
故人が公務員や教師などの場合、共済組合に遺族共済年金と葬祭料を請求します。故人の死亡から2年以内に請求の手続きを取らないと、受給の権利を失うのでご注意ください。
- 3. 国民年金（市町村の役所）**
故人が事業主などの場合、市町村の役所の国民年金課に遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金などを請求します。ただし、ご遺族の条件などにより受給できる年金が異なりますので、窓口で確認するとよいでしょう。なお、遺族基礎年金と寡婦年金は故人が亡くなられた日から5年以内、死亡一時金は2年以内に請求の手続きを取らないと、受給の権利を失うのでご注意ください。
※国民年金以外に厚生年金の加入期間が1カ月以上ある方、または国民年金第3号被保険者期間のある方は年金事務所で請求手続きをしてください。

健康保険

いずれの健康保険も、故人が亡くなられた日から2年以内に請求しないと受給の権利が消滅しますのでご注意ください。

- 1. 健康保険（勤務先）**
会社員の故人が加入者本人の場合は埋葬料、故人が扶養家族の場合は家族埋葬料を請求します。請求先は故人の勤務していた会社が一般的ですが年金事務所の場合もあるのでご確認ください。故人が健康保険に加入していた場合、扶養家族の方は国民健康保険への加入が必要となる事があります。
- 2. 国民健康保険**
故人が事業主などの場合、市町村の役所の国民健康保険課に葬祭費を請求します。
- 3. 共済組合**
公務員などの故人が加入者本人の場合は埋葬料、故人が扶養家族の場合は家族埋葬料を共済組合に請求します。

相続・権利の移転

故人の相続財産がある場合は、その内容を確認します。相続財産には現金、預貯金、有価証券、不動産、貴金属、特許権、意匠権などがあります。相続財産ではありませんが、死亡保険金、退職金は相続税の対象になりますので、相続財産と同様にその内容を確認します。なお仏壇や仏具、墓地、墓石も相続財産ですが、相続税はかかりません。

また、負債の有無も確認します。負債が財産より多く、トータルでマイナスになる場合は死亡日から3ヶ月以内なら相続を放棄する事が出来ます。

財産の相続について法的に有効な遺言があれば、その内容に従います。遺言書には「公正証書遺言」「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」などがあります。もし法的に有効な遺言書が残されていないければ相続人の合意に基づいて相続分が決定されます。


なお遺言書については細かい法律上の規定がありますので、詳しくは税理士、弁護士、家庭裁判所などに相談すると良いでしょう。

相続などに関する手続きは次の通りです。

- 各種書類の作成（税理士 弁護士など）
相続の詳細について相続人全員で話し合い、相続同意書や遺産分割協議書などの作成を税理士、弁護士、司法書士などに依頼します。
- 税金の申告など（税務署）
相続税の申告と故人の所得税に関する確定申告を行います。相続税の申告は故人が亡くなられた日から10ヶ月以内、所得税の確定申告は4ヶ月以内に行わなくてはなりません。また故人が入院されていた場合などは医療費控除により税金が還付される事がありますので忘れずに請求しましょう。ただし医療費控除による還付は、亡くなられた日から5年を過ぎると権利を失います。
- 預貯金の支払いなど（銀行 郵便局）
故人から相続した預貯金の支払い請求や名義変更の手続きをするほか、非課税貯蓄名義人の死亡届を提出します。なお、金融機関が死亡の事実を知った日から相続手続きの完了までの間、支払いは停止されるのでご注意ください。
- 有価証券の名義変更（証券会社）
故人から相続した株式や社債、国債などの有価証券について名義変更の手続きをするとともに、非課税貯蓄名義人の死亡届を提出します。なお無記名債権であってもマル優扱いなどの場合は、所有者の名義が関係する事もありますのでご注意ください。
- 不動産の名義変更（法務局）
故人から相続した不動産の名義を変更します。
- 自動車の名義変更（陸運局）
故人から相続した自動車の名義を変更します。
- 特許権などの名義変更（特許庁など）
故人から相続した特許権や商号、商標、意匠権などの名義を変更します。



ホール紹介

 マルサンでは全てのホールに AED を設置しております。

MARUSAN 野百合ホール

壁面を白で統一し、野百合をモチーフとした照明を施した明るく清潔感をたたえた格調高い施設です。1日1組完全貸し切りでメモリアルコーナーや広いエントランスホールや貴賓室、会食室などを完備。落ち着いた雰囲気の中で故人様とのお別れの時間を心静かに過ごして頂けるよう配慮しております。

<式場席数：80～150名様>



栃木県足利市今福町 348

MARUSAN HALL マルサンホール しらぎく

本来であれば弔問に訪れるお客様をご自宅にお招きし、共に十分なお別れの時間をもちたいとお考えのご遺族様の為にご用意致しました。ご遺族様がゆっくりとおくつろぎいただけるプライベートスペースとして、リビングダイニングや和室が設けられていますので、お通夜から告別式まで、ご自宅と同じようにご利用頂けます。

<式場席数：40～60名様>



栃木県足利市今福町 348

MARUSAN 家族葬ホール アネックス

「その人らしさをご提供。満たされるご葬儀を」
葬儀はこうあらねばならないという従来のイメージにとらわれず故人様の望んでいた形、ご遺族の皆様の希望するスタイルを。マルサンホールアネックスでは心が満たされるご葬儀をご提案いたします。

<式場席数：20～30名様>



栃木県足利市今福町 357

ご安置施設 (アネックス併設)

「心地よい空間で故人様を囲み語らうひとときを」
何らかの事情で葬儀 お別れまで、数日以上時間を要する場合、当施設で故人様をお預かりいたします。木質を活かした「雲」と洋室タイプの「空」、和洋室タイプの「風」の3種類の部屋をご用意させて頂いております。



栃木県足利市今福町 357

経済産業大臣認可「全葬連葬儀事前相談員」在籍
厚生労働省認定「一級葬祭ディレクター」在籍
一般社団法人終活カウンセラー協会認定「初級 終活カウンセラー」在籍

葬儀事前相談センター

「丸三仏具 葬儀事前相談センター」は
新しいスタイルの「供養」と「癒し」のかたちを提案するコンセプトショップです。



近代、価値観の多様化により供養の在り方は様々です。当センターでは、経済産業大臣認可「全葬連葬儀事前相談員」、厚生労働省認定「一級葬祭ディレクター」、一般社団法人終活カウンセラー協会認定「初級 終活カウンセラー」による葬儀事前相談の受付、葬儀後に必要となる各種手続きのアドバイスを実施し、皆様の不安悩みを解決すべく総合サポートを行ってまいります。お越しになれない方には出張サポートも行っておりますのでお気軽にお問い合わせください。また、お客様のニーズに対応すべく手元供養品をはじめとした幅広い商品を取り扱っております。スタッフ一同心よりお待ちしております。

水曜定休・AM10:00~PM7:00

※定休日・時間外は事務所にて対応致します。

※葬儀に関しては24時間365日受付

「もう一人の家族になりたい」

私たちは「葬儀」という、人生の終焉に関わる仕事に携わっています。
どんなことでも終焉を迎えることには、悲しみが伴うものです。
それが大切な人の人生の終焉であれば、言葉には尽くしがたい悲しみがあります。

そのような中で、私たちのすべきことは
「今まで懸命に生を全うされた方に最大の礼を尽くす」ことと
「ご遺族の想いをかたちにすること」であるとと考えています。

それを実現するためには、私たちが家族の気持ちになって考えることが何よりも重要です。
この理念の根本である「真心こもるお付き合い」を通して
私たちはお客様、地域の皆様の「もう一人の家族」になれるよう努力してまいります。



もう一人の家族になりたい
株式会社 マルサン
since 1979